

成年後見制度利用促進に関する現状 (概要)

令和3年3月29日

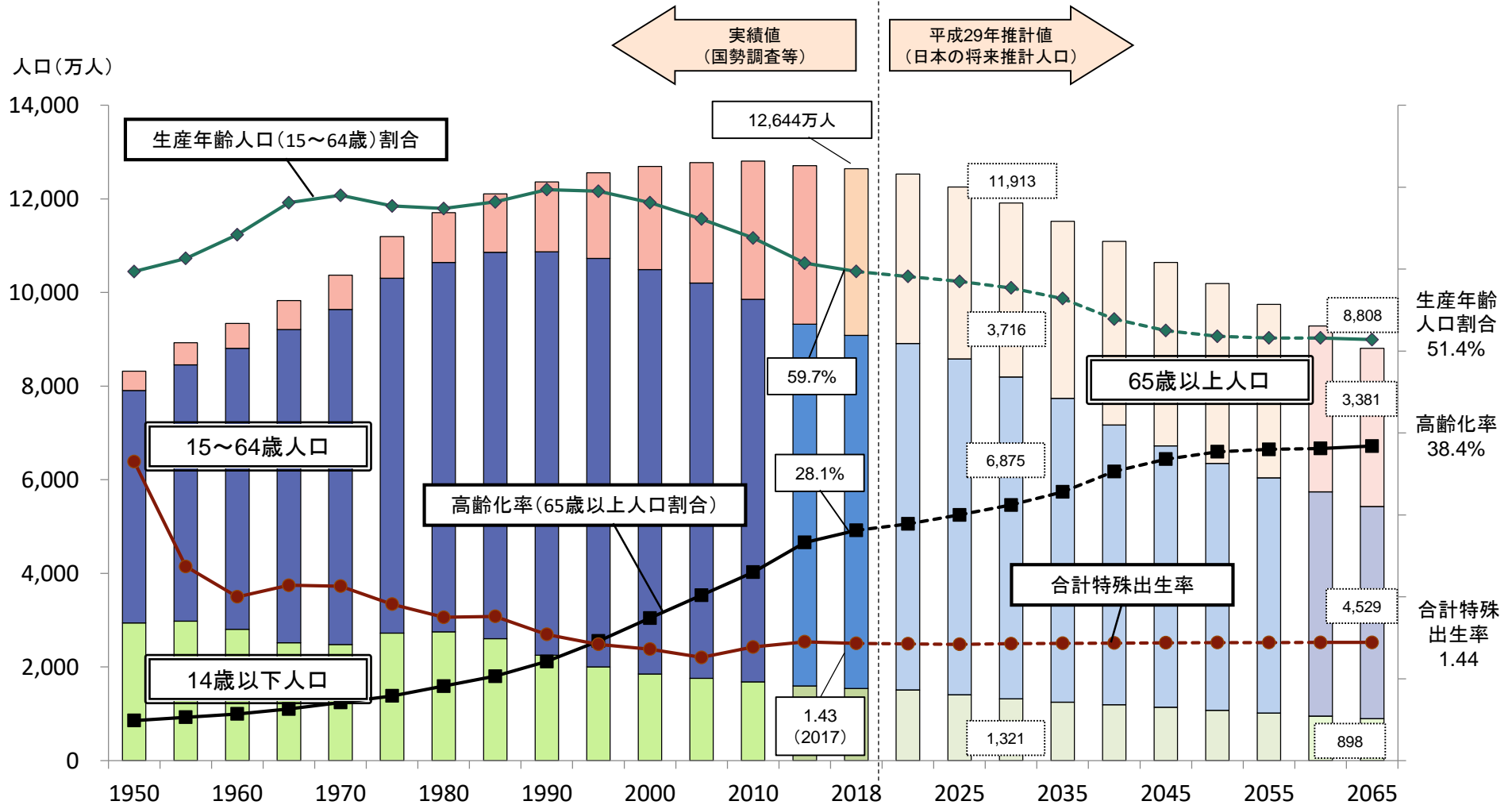


厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

基礎的な人口データ等について

日本の人口の推移について

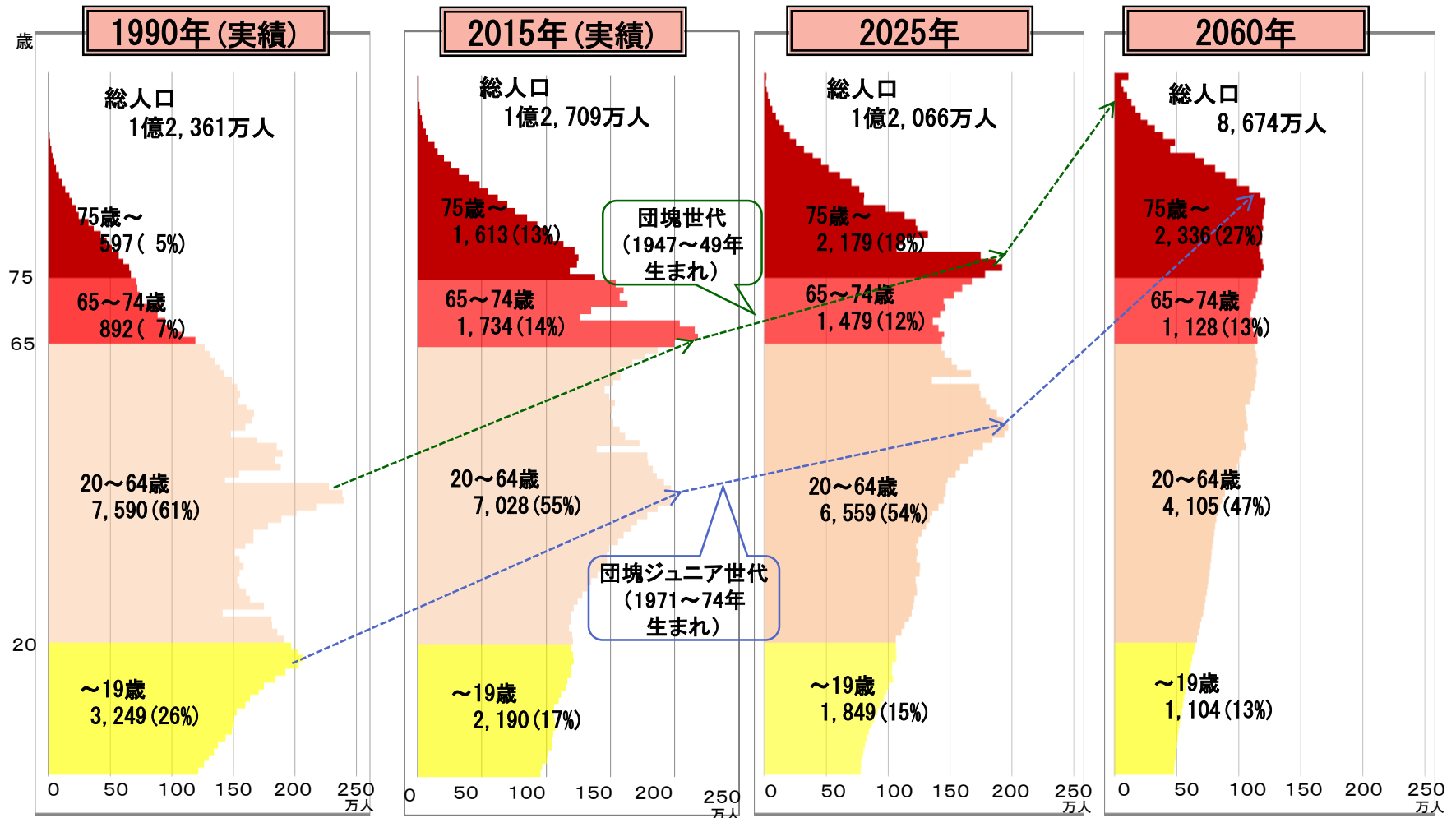
- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。
- 2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出典) 2018年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
 2017年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
 2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

日本の人口ピラミッド(1990-2060)について

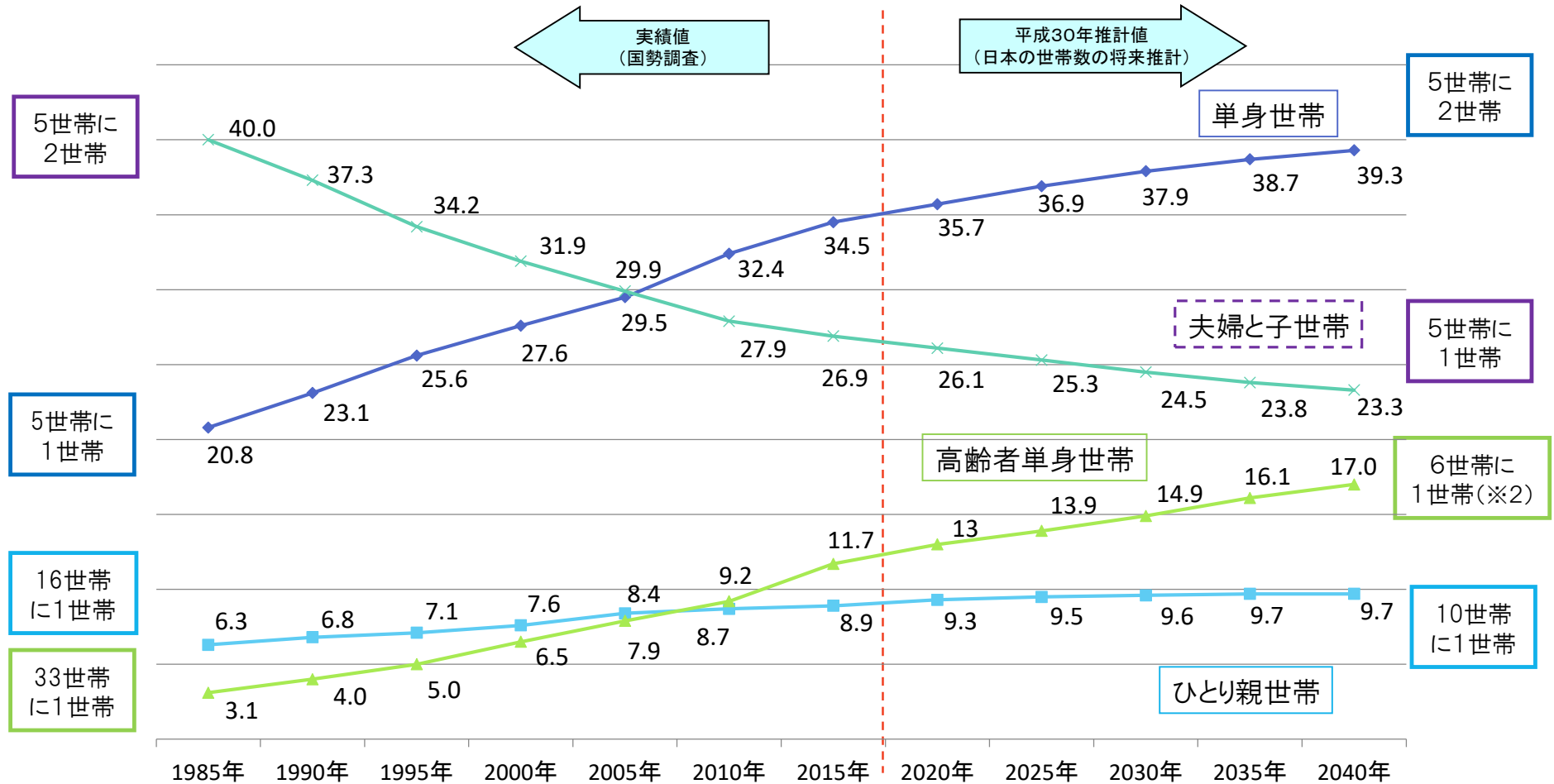
- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

世帯構成の推移と見通しについて

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



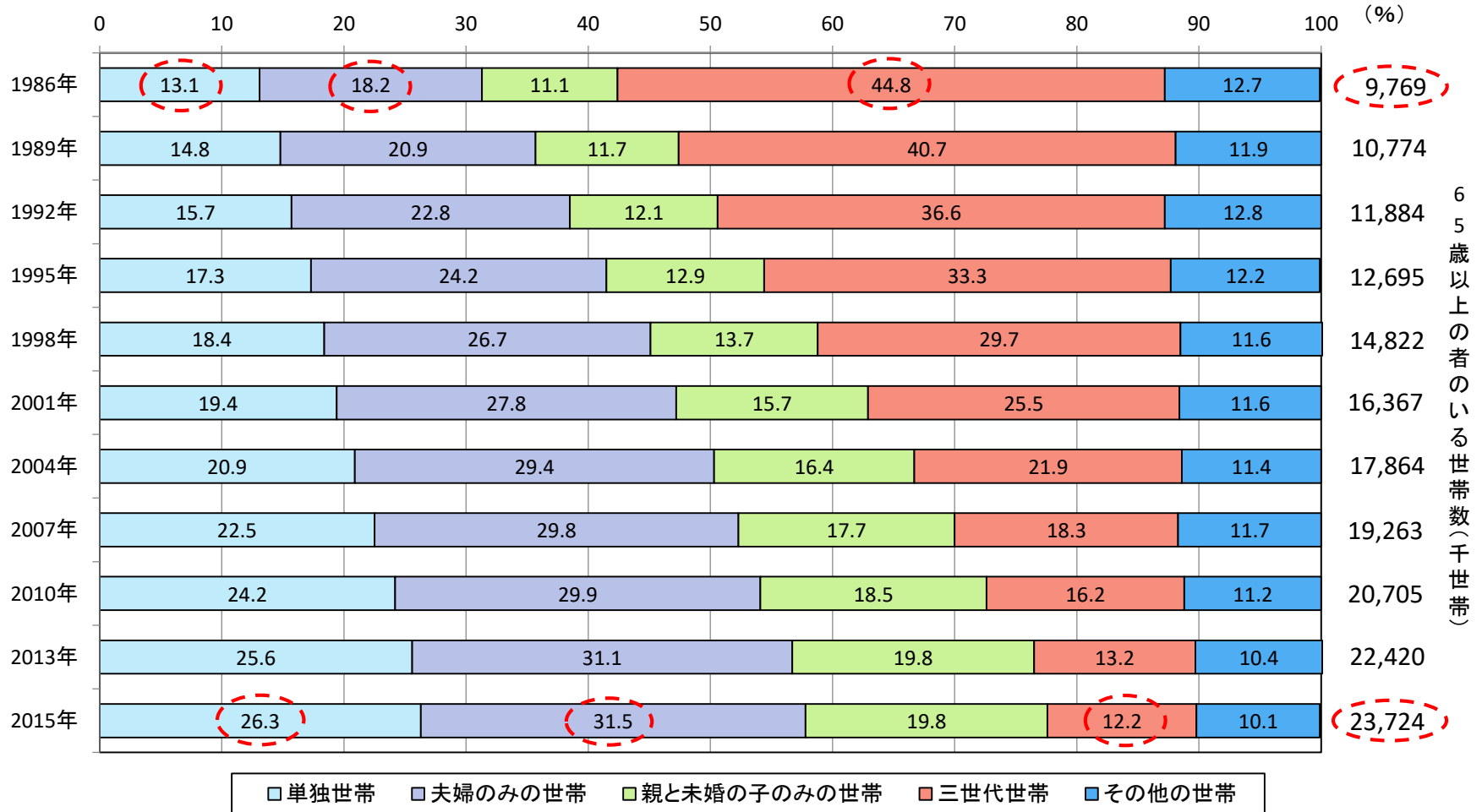
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移について

- 65歳以上の者のいる世帯の26.3%が単独世帯。
- 親と未婚の子のみの世帯も2割近くまで増加している。



(出典)厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

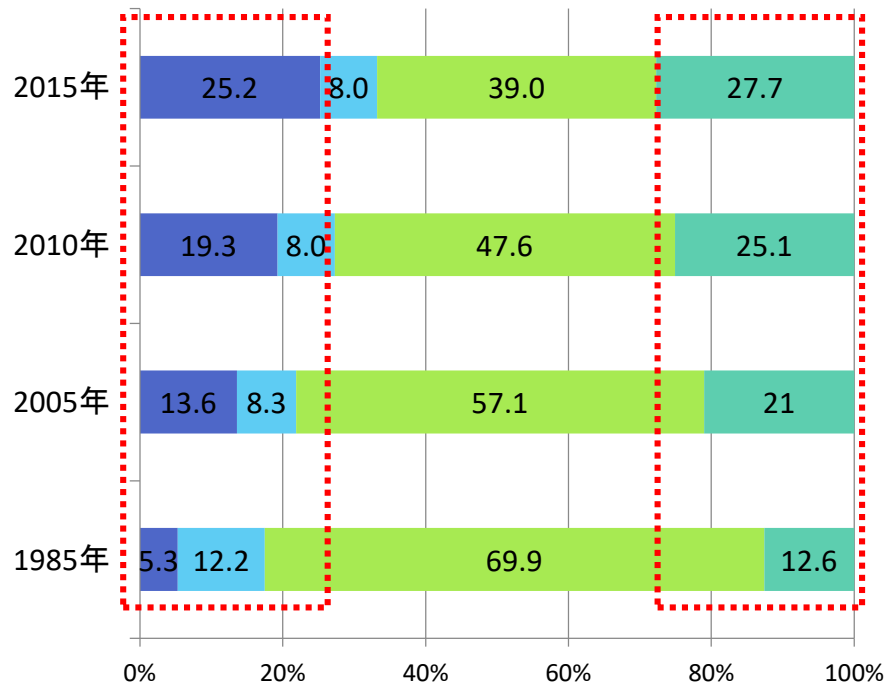
(注)1. 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2. 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

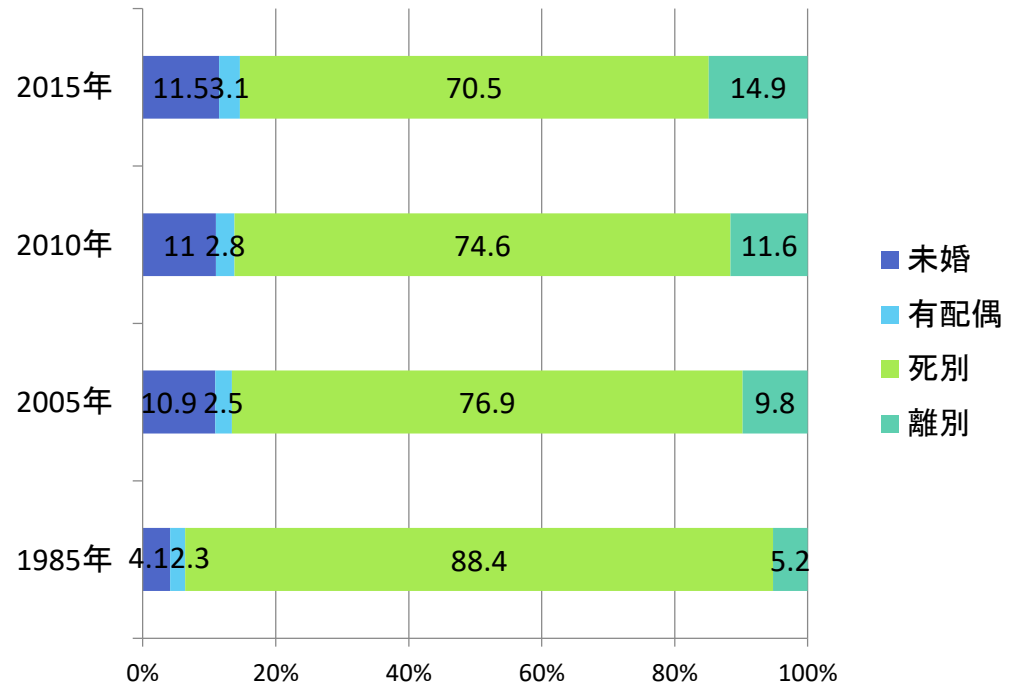
70歳代の単身者(男・女)の構成の変化について

- 70歳代の単身者について、未婚である者(結婚したことのない者)や離別した者の割合が増加しているが、その傾向は男性において特に顕著となっている。
- 高齢単身世帯は、身近な生活上のニーズや孤立等のリスクに脆弱である可能性が高いと考えられるが、特に、未婚である者は、配偶者がいないだけでなく、子どももないという点で、死別・離別により単身である者と比較しても、更にリスクに脆弱である可能性が高いと考えられる。

70歳代単身男性



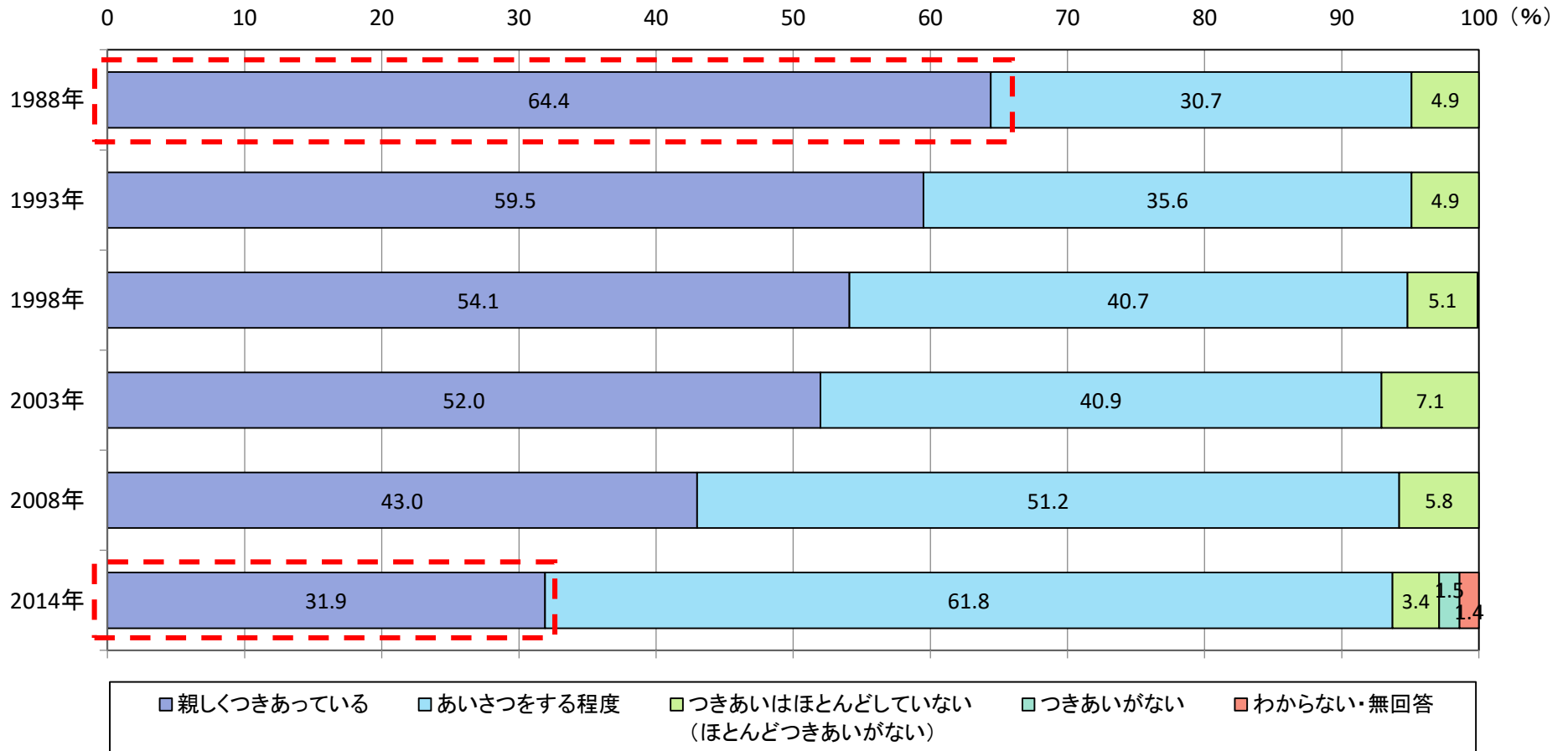
70歳代単身女性



(出典)総務省「国勢調査」1985年版、2005年版、2010年版、2015年版により、みずほ情報総研 藤森氏(社会保障藤森クラスター主席研究員)作成
 (注)配偶者関係不詳分を除いて計算しており、未婚、有配偶、離別、死別の割合を合計すると100%となる。

高齢者の近隣とのつながりの状況について

○ 60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域のつながりも希薄化する傾向にあると考えられる。



(出典) 2008年以前: 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年: 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

注1) 対象は60歳以上の男女

注2) それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。

高齢者の地域社会への参加に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」

高齢者の日常生活に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがない」、「つきあいがない」、

「わからない」、「無回答」

人と人との支え合いの状況(サポート種類別の頼れる人の有無)について

- 18歳以上の世帯員に対して、サポート種類ごとに頼れる人の有無を尋ねたところ、「成年後見人・保佐人を頼むこと」に関しては「いない」と答えた割合が、「(子ども以外の)介護や看病」(27.6%)に次いで二番目に高い23.2%であった。
- 「そのことでは人に頼らない」と合わせると5割を超え、サポート種類別の中で最も高い割合となっている。

頼れる人の有無(サポート種類別)

| サポート種類 | 合計 (n) | いない (%) | そのことでは 人に頼らない (%) | いる (%) | いると回答した人の頼れる相手(%) (複数回答) | | | | | |
|-----------------------|---------------|-------------|-------------------------|-------------|--------------------------|------------|------------|------------|---------------|------------|
| | | | | | 家族・親族 | 友人・知人 | 近所の人 | 職場の人 | 民生委員・ 福祉の人 | その他の人 |
| 子どもの世話や看病 | 17,138 | 20.8 | 12.0 | 67.2 | 75.3 | 7.2 | 2.3 | 1.0 | 0.8 | 0.7 |
| (子ども以外の)介護や看病 | 17,493 | 27.6 | 8.3 | 64.1 | 67.5 | 3.7 | 1.3 | 0.6 | 3.0 | 1.1 |
| 重要な事柄の相談 | 18,321 | 7.2 | 4.4 | 88.5 | 87.3 | 32.1 | 1.3 | 8.1 | 0.9 | 1.6 |
| 愚痴を聞いてくれること | 18,399 | 6.3 | 5.6 | 88.1 | 79.2 | 56.9 | 5.0 | 19.5 | 0.7 | 1.8 |
| 喜びや悲しみを分かち合うこと | 18,364 | 5.3 | 3.1 | 91.6 | 87.3 | 52.2 | 4.6 | 13.7 | 0.3 | 1.6 |
| いざという時のお金の援助 | 18,380 | 16.2 | 23.9 | 59.9 | 77.2 | 4.8 | 0.2 | 1.0 | 0.2 | 0.5 |
| 日頃のちょっとしたことの手助け | 18,317 | 7.4 | 7.4 | 85.2 | 85.1 | 39.0 | 15.8 | 11.9 | 0.8 | 1.2 |
| 家を借りる時の保証人を頼むこと | 17,711 | 12.6 | 28.9 | 58.5 | 79.8 | 6.0 | 0.4 | 1.1 | 0.1 | 0.6 |
| 成年後見人・保佐人を頼むこと | 17,444 | 23.2 | 33.4 | 43.4 | 63.1 | 3.1 | 0.2 | 0.3 | 0.8 | 0.8 |

(出典) 2017年 社会保障・人口問題基本調査「生活と支え合いに関する調査」(国立社会保障・人口問題研究所)

成年後見制度に関するデータ等について

成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。**

＜成年後見制度の利用状況 ※5＞

＜認知症者数 ※1＞

約600万人（推計値：令和2年）

＜軽度認知障害 ※2＞

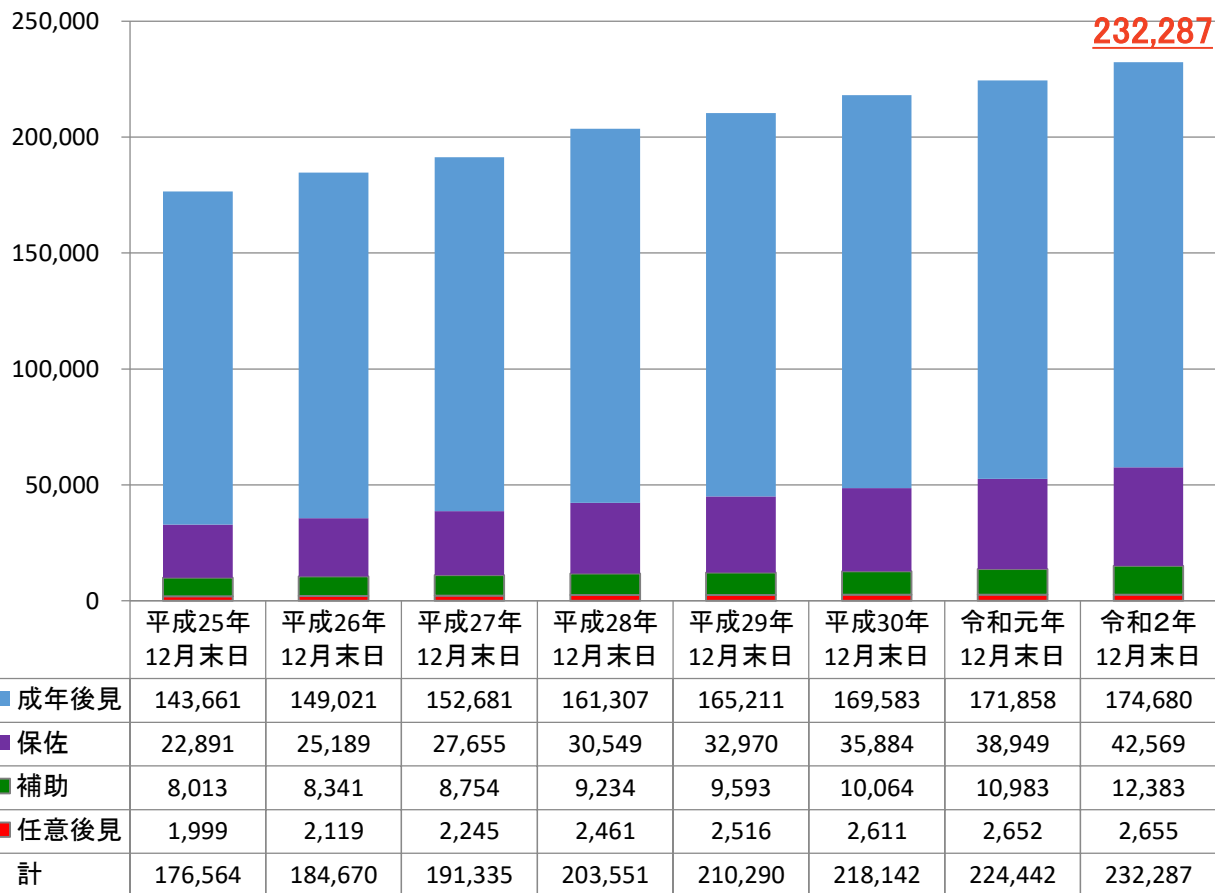
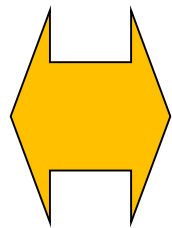
約400万人（推計値：平成24年）

＜知的障害者数（在宅） ※3＞

約 96万人（平成28年）

＜精神障害者数（外来） ※4＞

約389万人（平成29年）

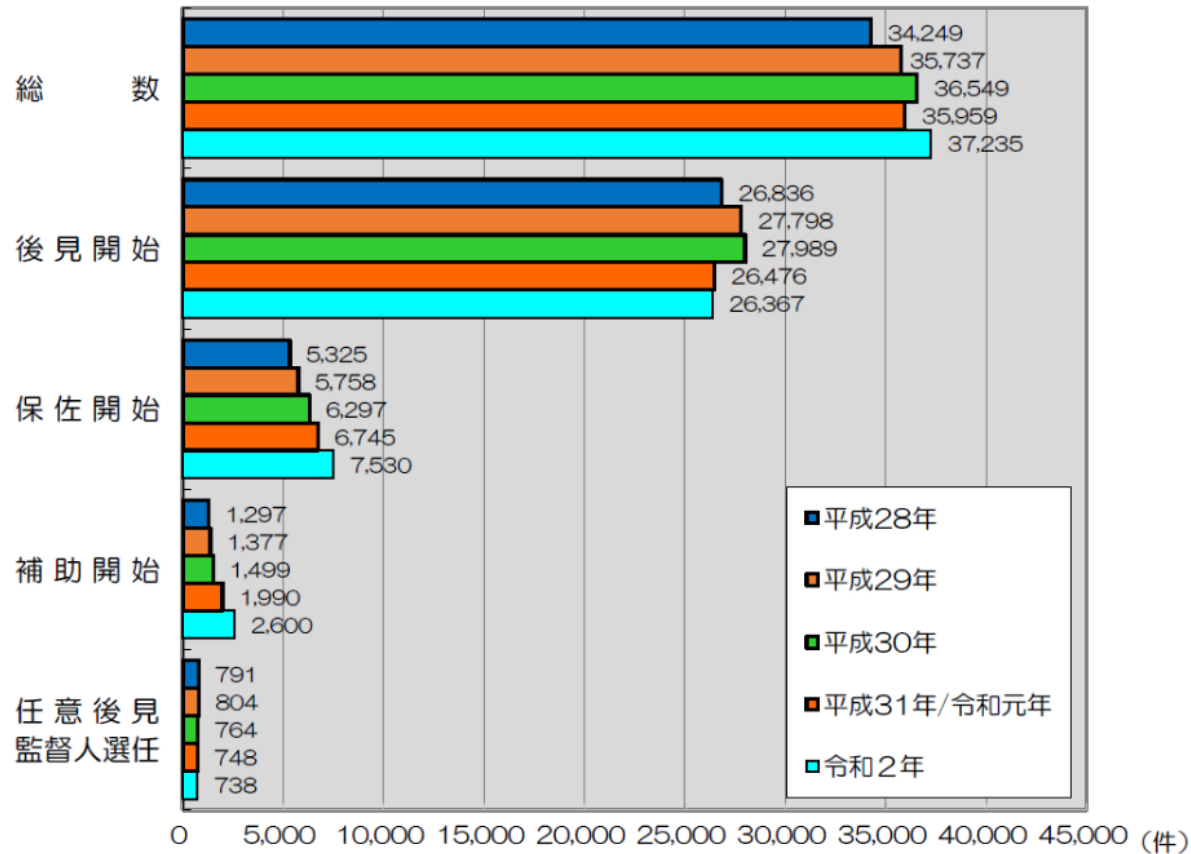


※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治)
 ※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 朝田隆)
 ※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」
 ※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※5 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

成年後見制度の申立件数について

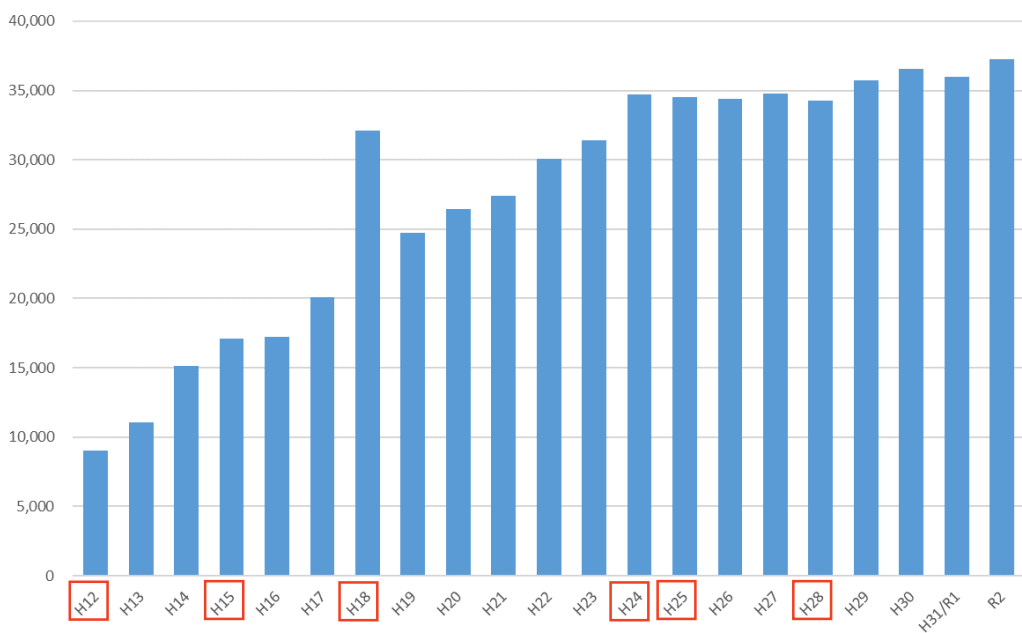
- 成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で37,235件(前年は35,959件)であり、対前年比約3.5%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は26,367件(前年は26,476件)であり、対前年比約0.4%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は7,530件(前年は6,745件)であり、対前年比約11.6%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,600件(前年は1,990件)であり、対前年比約30.7%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は738件(前年は748件)であり、対前年比約1.3%の減少となっている。



成年後見制度の申立件数の長期推移と関連法・制度について

- 成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は、平成24年まで増加傾向にあったが、**平成24年以降は横ばい**となっている。

申立件数の長期推移



福祉・司法における主な関連法・制度の動向

- H12(2000)年** [福祉] 介護保険制度の開始
→措置から契約へ
老人福祉法等の施行
→市町村長申立権限の規定
[司法] 民法の改正法、任意後見契約に関する法律の施行
→成年後見制度の開始
- H15(2003)年** [福祉] 支援費制度の開始
- H18(2006)年** [福祉] 介護保険法等の一部を改正する法律の施行
→地域包括支援センター開始
高齢者虐待防止法の施行
→虐待防止における制度利用促進
障害者自立支援法施行
- H24(2012)年** [福祉] 障害者虐待防止法の施行
[司法] 後見制度支援信託の導入
- H25(2013)年** [福祉] 障害者総合支援法の施行
[司法] 家事事件手続法の施行
- H28(2016)年** 成年後見制度利用促進法の施行

| (件) | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31/R1 | R2 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申立件数 | 9,007 | 11,088 | 15,151 | 17,086 | 17,246 | 20,124 | 32,125 | 24,727 | 26,456 | 27,397 | 30,079 | 31,402 | 34,689 | 34,548 | 34,373 | 34,782 | 34,249 | 35,737 | 36,549 | 35,959 | 37,235 |

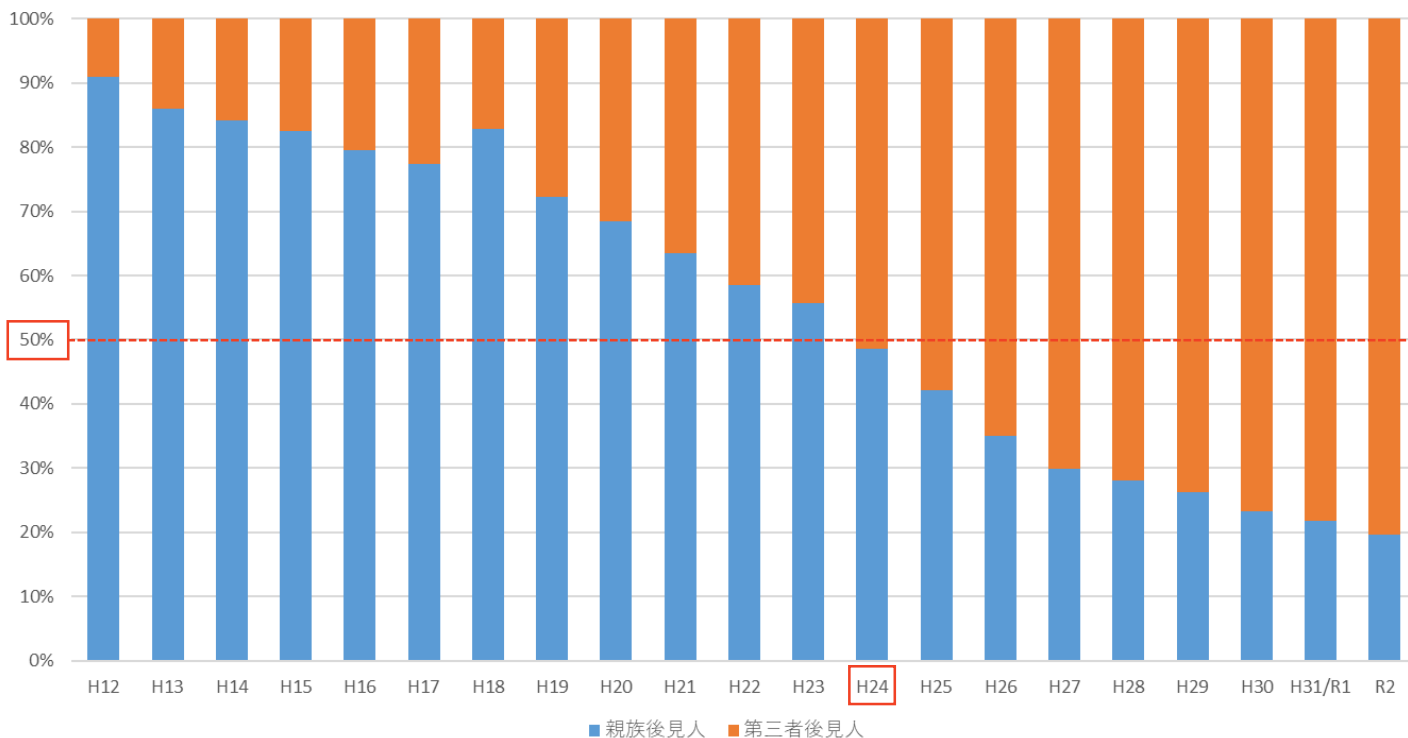
(出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

※統計期間がH12～19までは年度(4～3月)であるが、H20以降は暦年(1～12月)であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移について

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係性について、**親族後見人（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が後見人に選任される割合は、減少傾向にある。**
- **平成24年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続している。**



| (%) | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31/R1 | R2 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|------|
| 親族後見人 | 90.9 | 85.9 | 84.1 | 82.5 | 79.5 | 77.4 | 82.9 | 72.2 | 68.5 | 63.5 | 58.6 | 55.6 | 48.5 | 42.2 | 35.0 | 29.9 | 28.1 | 26.2 | 23.2 | 21.8 | 19.7 |
| 第三者後見人 | 9.1 | 14.1 | 15.9 | 17.5 | 20.5 | 22.6 | 17.2 | 27.7 | 31.5 | 36.5 | 41.4 | 44.4 | 51.5 | 57.8 | 65.0 | 70.1 | 71.9 | 73.8 | 76.8 | 78.2 | 80.3 |

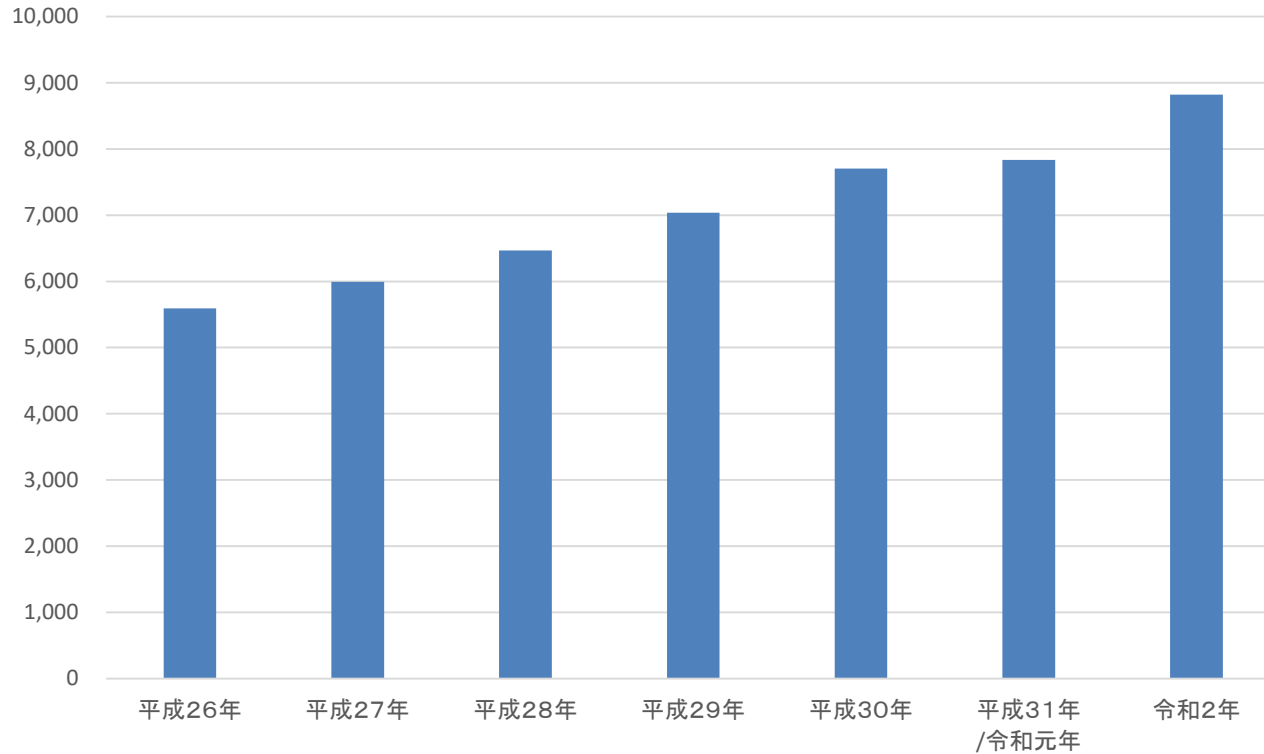
(出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

※統計期間がH12～19までは年度(4～3月)であるが、H20以降は暦年(1～12月)であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

市町村長申立件数の推移について

- 市町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和2年は全体の約23.9%となっている。



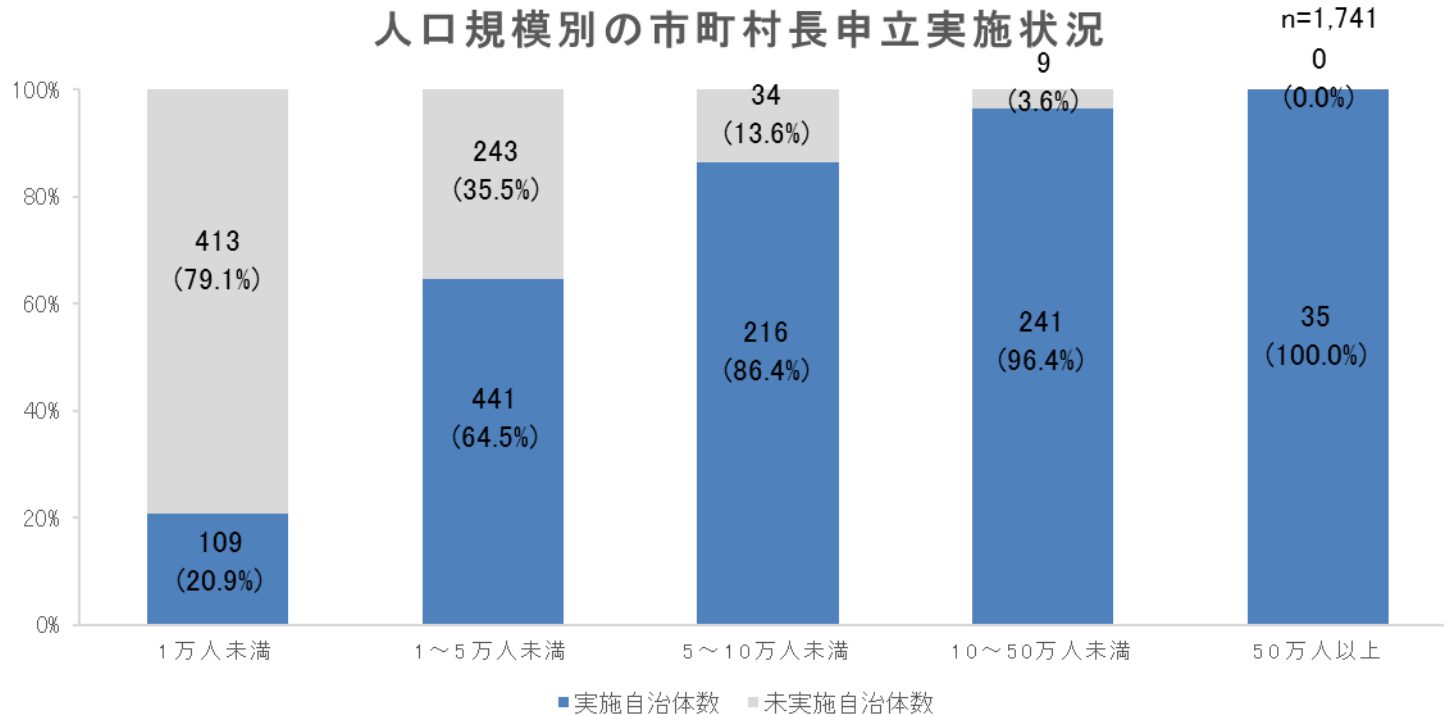
| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 / 令和元年 | 令和2年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------|
| 市区町村長申立件数 | 5,592 | 5,993 | 6,469 | 7,037 | 7,705 | 7,837 | 8,822 |
| 総数に占める割合 | 16.4% | 17.3% | 18.8% | 19.8% | 21.3% | 22.0% | 23.9% |
| 総数 | 34,174 | 34,623 | 34,444 | 35,486 | 36,186 | 35,640 | 36,858 |

(出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

自治体人口規模と市町村申立について

- 人口規模別に実施状況をみると、人口が増えるにつれて、市町村長申立の実施割合は高くなるが、10万人以上の人口規模を持つ市町村においても、市町村長申立の未実施の自治体が存在している。



| 人口 (万人) | 実施 自治体数 | 未実施 自治体数 | 申立件数(本人別) | | | |
|------------|---------------|-------------|-----------|-------|-------|--------|
| | | | 高齢者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 申立件数合計 |
| ～1 | 109 (20.9%) | 413 (79.1%) | 131 | 27 | 18 | 176 |
| 1～5 | 441 (64.5%) | 243 (35.5%) | 930 | 130 | 92 | 1,152 |
| 5～10 | 216 (86.4%) | 34 (13.6%) | 731 | 86 | 76 | 893 |
| 10～50 | 241 (96.4%) | 9 (3.6%) | 2,759 | 261 | 281 | 3,301 |
| 50～ | 35 (100.0%) | 0 (0.0%) | 2,128 | 151 | 165 | 2,444 |
| 合計 | 1,042 (59.9%) | 699 (40.1%) | 6,679 | 655 | 632 | 7,966 |

成年後見制度の利用対象者のイメージについて(定量的把握)

- 既存統計等から、福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある可能性のある対象者数と、将来的に成年後見制度による支援の必要性が生じる可能性のある対象者数を整理したところ、**成年後見制度の利用者数と乖離が見られた。**
- 引き続き、福祉による権利擁護支援に取り組むほか、成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度につなぐ取組を進める必要がある。加えて、今後の制度利用者の増加に対応できるよう、支援の担い手を拡充する取組や、専門職などの限られた人的資源を有効的・効率的に活用するために、後見人等の選任・交代を柔軟に進めていく取組が必要。

権利擁護支援の定量的なニーズ関係イメージ

介護・福祉サービス等による支援の必要性が高いと想定される方々^{※1}

9,032,045人

○要介護・要支援認定者数、○療育手帳所有者数、○精神障害者保健福祉手帳所持者数

福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある可能性のある方々^{※1}

4,212,197人

○認知症高齢者推計数^{※2}、○療育手帳A判定以上^{※3}所持者、○精神障害者保健福祉手帳1級所持者数

将来的に成年後見制度による支援の必要性が生じる可能性のある方々

- 日常生活自立支援事業利用者数
- 市町村社協独自の金銭管理支援事業利用者数
- 生活困窮者自立支援事業の家計改善事業利用者数
- 高リスク世帯員数(虐待、セルフネグレクト、8050問題世帯等) など

60,873^{※5}+ α 人

成年後見制度利用者数
232,287人^{※4}

(出所)宮崎県、香川県、豊田市等の資料を参考に、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※1 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

※2 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」から、「要介護・要支援認定者数」と「認定申請数のうち認知症高齢者の日常生活自立支援度Ⅱ以上に該当する割合」を用いて推計

※3 都道府県によって判定が異なる(最重度・重度、A1・A2など)

※4 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

※5 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」から、日常生活自立支援事業の利用者数を掲載

成年後見制度の利用対象者のイメージについて(定性的把握)

- 厚生労働省の調査研究事業で実施している自治体等のヒアリングにおいて、**市町村現場が捉えている成年後見制度の利用対象者像の確認を行ったところ、最高裁判所が公表している成年後見制度の申立の動機とは、乖離が見られた。**
- 今後、制度を利用する当事者等の意見を確認するなどによって、成年後見制度に求めている一般的な利用ニーズと、福祉・行政の支援の観点から成年後見制度に求める利用ニーズを確認する。その上で、成年後見制度で対応することが望ましい支援と福祉・行政で対応することが望ましい支援を検討したい。

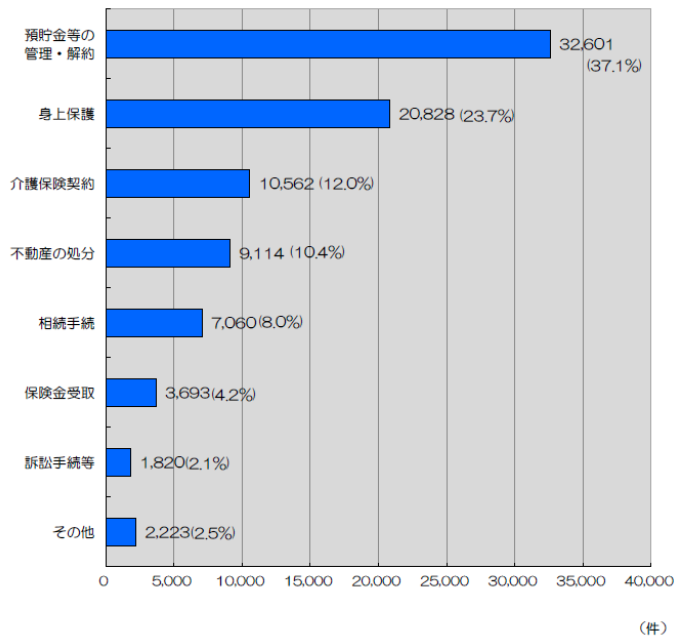
成年後見制度に求めている一般的な利用ニーズ

【状態】

- 認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分

【必要性】

- 預貯金等の管理・解約が申立の動機として最も多い。



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 一令和2年1月～12月一」
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

福祉・行政の支援上、成年後見制度に求めている利用ニーズ

【状態】

- 認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分
+ 支援するキーパーソンが立てられないケースや、福祉等サービスにはつながったが家族から孤立しているケース

【必要性】

- 成年後見制度を使わないとできないこと、福祉の制度ではできないことがあるかどうか。
(例: 不動産処分や相続など、日常的な金銭管理を超える法律行為等)
+ 身上保護や財産管理上の課題を有している状況

- ・ 診療契約やサービス利用契約(施設入所含む)を理解できず、利用が進まない
- ・ 本人が本来必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している
- ・ 預金や年金の搾取など、経済的虐待を受けている又はその疑いがある
- ・ 身体的、心理的、性的、ネグレクト等の虐待を受けている又はその疑いがある
- ・ 過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪質業者につきまとわれている
- ・ 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない
- ・ 税金や施設利用料の滞納や借金等を有しているが、適切に対応できていない

<制度を利用していない場合の本人の状況等>

- 法律行為により解決すべき課題に対して、不安を抱えながらも、本人の意思を丁寧に確認して、家族や支援者等が各々のできる範囲内で支援を実施している。
- ただし、本人のパワーレスの助長、滞納や借金等の増加、課題の継続や悪化による支援策の選択肢減少、不適切なケアへの転換、支援者に都合の良いサービスの選択などの懸念もあり、早期の発見、相談支援を踏まえ、必要な際に、制度利用に適切につなげる必要性も指摘されている。

(出所) 厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」のヒアリング内容から、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)
※ 令和2年に鑑定を実施したものは全体の約6.1%

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➤ 基本報酬

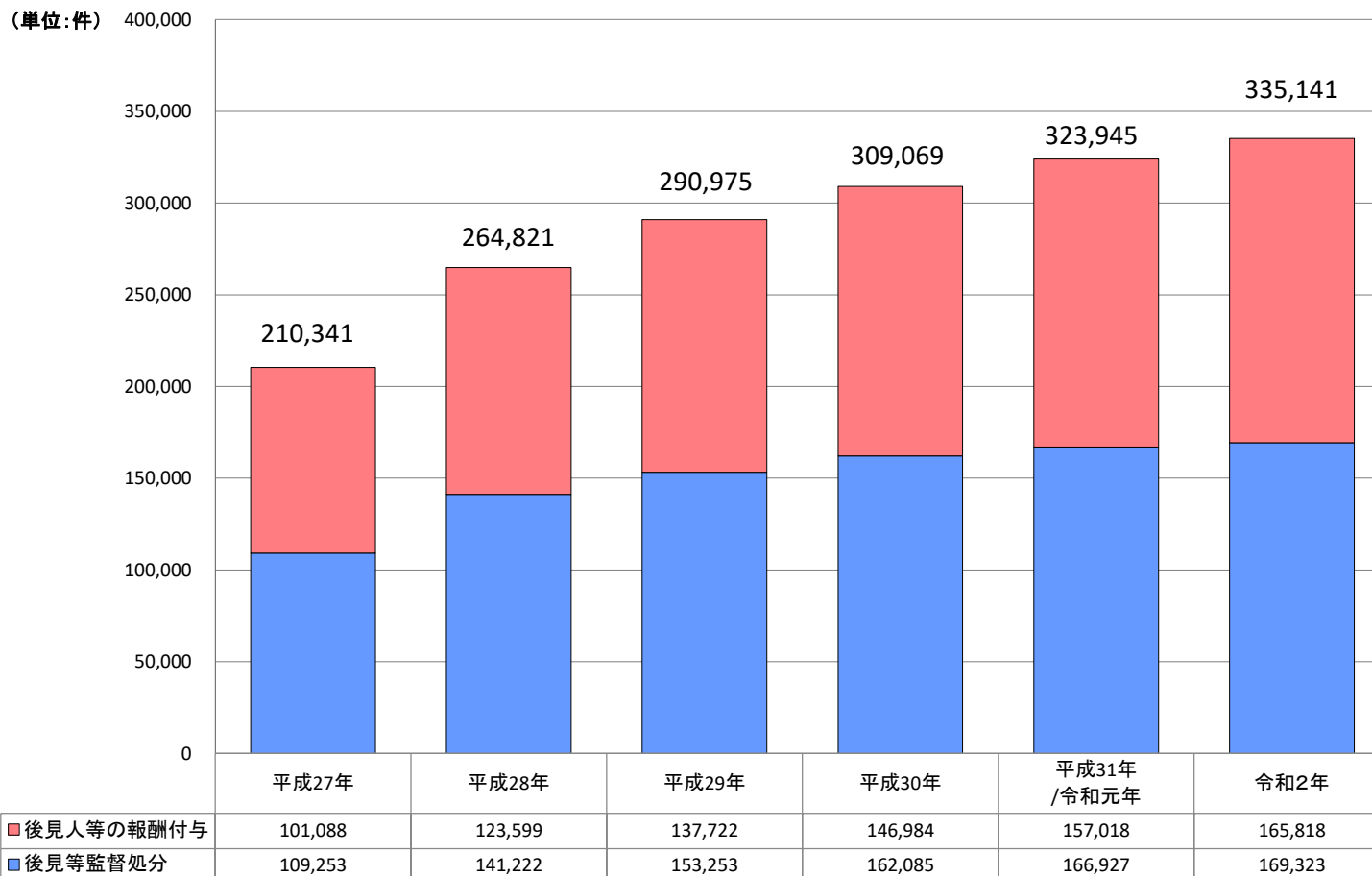
月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

後見等監督処分事件・後見人等の報酬付与事件の新受件数の推移(平成27年～令和2年)

- 家庭裁判所は、成年後見人等による不正行為の有無等の調査を行うため、①後見等の事務の状況を審査する後見等監督処分事件と、②後見人等に報酬を付与する報酬付与事件を処理している。
- 報酬付与の際には、後見等事務の状況を審査することになるため、この機会が不正防止の役割も果たしている。
- 令和2年については、後見等監督処分事件が前年比約1.4%の増加、後見人等の報酬付与事件が前年比約5.6%の増加となっている。



(注) 任意後見監督処分事件及び任意後見監督人報酬付与事件は含まれていない。 ※ 令和2年の数値は、速報値である。

後見監督人について

○後見監督人について

- 家庭裁判所は、**必要があると認めるときは**、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる(民法849条)。保佐人、補助人についても同様。



以下のような場合に、後見監督人が選任されることがある。

- ・ 管理する財産が多額、複雑など専門職の知見が必要なとき
- ・ 成年後見人と成年被後見人の利益相反が想定されているとき(遺産分割等)
- ・ その他、親族後見人に専門職のサポートが必要と考えられるとき

- 平成27年から令和2年までの各年に、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人が選任された件数は以下のとおりである。

| 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 /令和元年 | 令和2年 |
|--------|--------|--------|--------|----------------|--------|
| 4,721件 | 3,466件 | 2,543件 | 2,060件 | 2,033件 | 1,974件 |

※ 令和2年の数値は、速報値である。

○後見監督人の報酬について

報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➤ 基本報酬

成年後見人が管理する財産額が5,000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額2万5,000円～3万円。

➤ 付加報酬

後見監督人として特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）の概要

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。（平成13年度から実施）

(1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

(2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
(例)介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
 - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 予算額： 地域支援事業交付金1,942億円の内数(令和3年度予算)

【負担割合】国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100

3. 市町村の取組状況： 1,654市町村(全市町村の95%)(平成2年4月1日現在)

※ 令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体数を含む。

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度

平成18年度

4. 令和3年度予算（障害者関係）

地域生活支援事業費等補助金513億円の内数（令和2年度：505億円、令和元年度：495億円）

※【市町村事業 補助率】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

5. 事業実施状況（障害者関係）

令和2年4月1日現在 1,644市町村

※ 令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体含む。

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度概要版抜粋)

調査概要: 全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県

調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等)

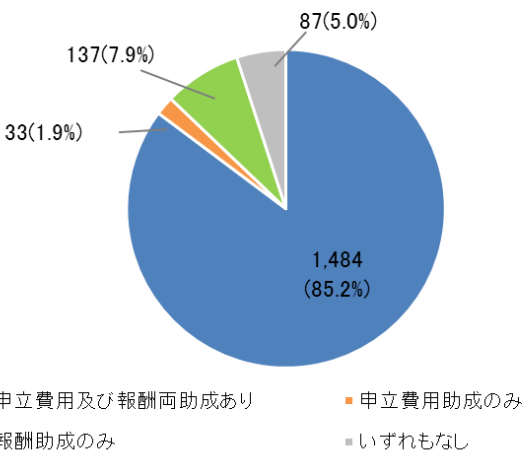
※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬の助成の実施状況(令和2年度)

●成年後見制度に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

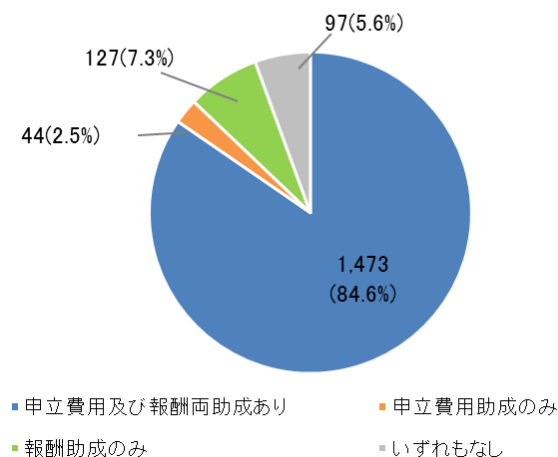
高齢者関係

n=1,741



障害者関係

n=1,741



●成年後見制度に係る申立費用や報酬の助成対象の状況(自治体数)

【高齢者関係】 ※助成制度ありと回答した1,654自治体の状況

| 時点 | 申立者別 | | | | 類型別 | | | 資力別 | |
|----------|---------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|--------|----------|
| | 市区町村長申立 | 本人 | 親族 | その他 | 後見 | 保佐 | 補助 | 生活保護のみ | 生活保護以外も可 |
| R2.4.1 | 1,637 | 868 | 831 | 659 | 1,652 | 1,618 | 1,612 | 80 | 1,577 |
| H31.4.1 | 1,658 | 813 | 781 | 636 | 1,658 | 1,613 | 1,604 | 83 | 1,575 |
| H30.10.1 | 1,650 | 769 | 747 | 594 | 1,650 | 1,592 | 1,586 | 85 | 1,565 |

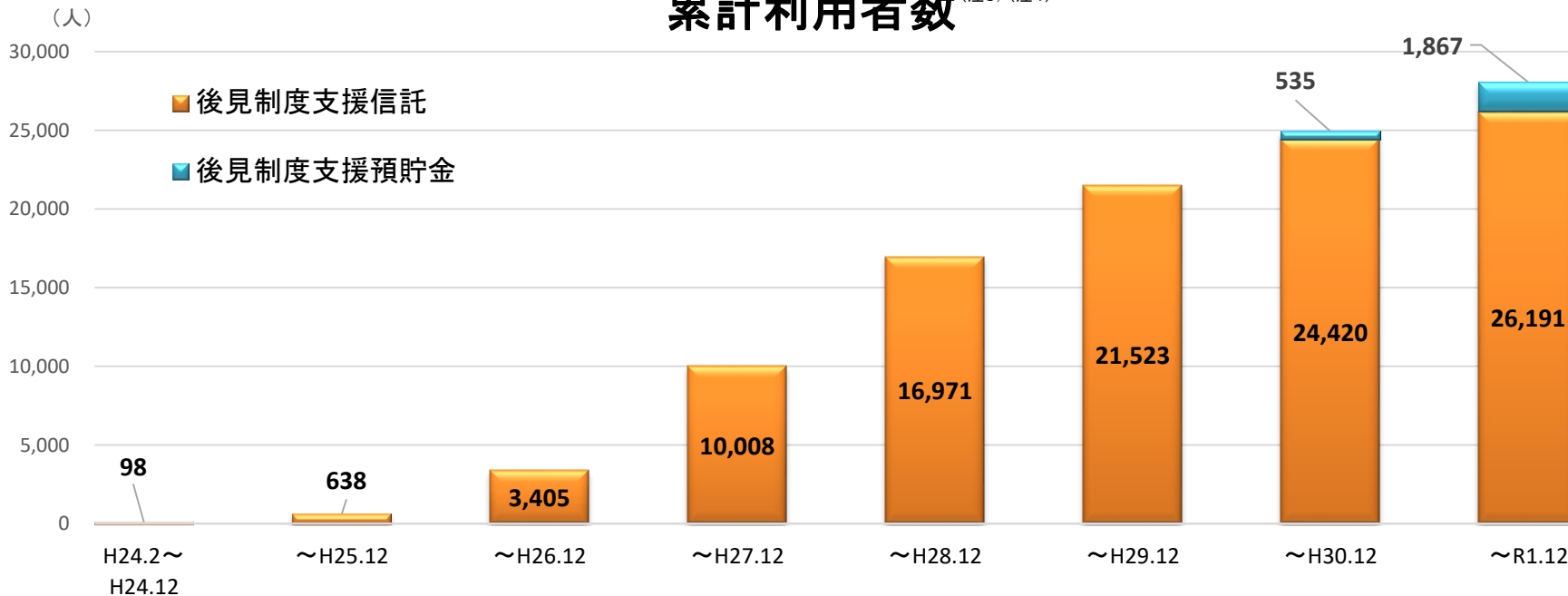
【障害者関係】 ※助成制度ありと回答した1,644自治体の状況

| 時点 | 申立者別 | | | | 類型別 | | | 資力別 | |
|----------|---------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|--------|----------|
| | 市区町村長申立 | 本人 | 親族 | その他 | 後見 | 保佐 | 補助 | 生活保護のみ | 生活保護以外も可 |
| R2.4.1 | 1,616 | 832 | 796 | 623 | 1,623 | 1,582 | 1,573 | 84 | 1,541 |
| H31.4.1 | 1,642 | 789 | 756 | 629 | 1,642 | 1,579 | 1,571 | 97 | 1,545 |
| H30.10.1 | 1,630 | 747 | 728 | 575 | 1,630 | 1,566 | 1,556 | 91 | 1,539 |

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の利用状況(平成24年2月～令和元年)

○ 後見制度支援信託^(注1)及び後見制度支援預貯金^{(注1)(注2)}(以下「後見制度支援信託等」という。)は、成年被後見人等の財産を適切に管理・保護するための仕組みの一つである。平成26年以降後見制度支援信託の利用が進んだことに加え、平成30年からは後見制度支援預貯金の利用も進んだため、令和元年12月までの後見制度支援信託等の累計利用者数は下記のとおりとなった。

累計利用者数^{(注3)(注4)}



| | H24.2～H24.12 | ～H25.12 | ～H26.12 | ～H27.12 | ～H28.12 | ～H29.12 | ～H30.12 | ～R1.12 |
|-----------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 後見制度支援信託 | 98 | 638 | 3,405 | 10,008 | 16,971 | 21,523 | 24,420 | 26,191 |
| 後見制度支援預貯金 | | | | | | | 535 | 1,867 |

(注1) 後見制度支援信託は、平成24年2月1日に導入され、後見制度支援預貯金は、後見制度支援信託に並立・代替する仕組みとして導入された。

(注2) 後見制度支援預貯金に関する実情調査は、平成30年1月から開始した。

(注3) グラフ中、利用者数として記載した数値は、平成24年2月から各年12月までの間に、後見人が代理して信託契約又は預貯金契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数である。(後見制度支援信託等の対象は、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。)

(注4) 同一の成年被後見人又は未成年被後見人が、同時期に信託契約及び預貯金契約を締結した場合は、そのいずれについても利用者として算入している。

※ 現在、集計中につき、令和3年5月頃にリバイス予定

成年後見制度利用促進に関する データ等について

成年後見制度利用促進法に基づく取組について

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)

【目的】 認知症、障害により**財産の管理及び日常生活に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題**であり、かつ、**共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないこと**に鑑み、成年後見制度の利用促進施策を総合的かつ計画的に推進すること

⇒成年後見制度利用促進会議(法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣で構成)を設け、成年後見制度利用促進専門家会議(当事者、有識者等で構成)の意見を聴いた上で、成年後見制度利用促進基本計画を定めるなどして推進

成年後見制度利用促進基本計画(H29年度～R3年度) (平成29年3月閣議決定)

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、**意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代**
- 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- **①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(受任調整等)、④後見人支援等の機能を整備**
- 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体等の協力体制(「協議会」)、**コーディネートを行う「中核機関」の整備**

3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

基本計画に基づく主な取組

- 各地域において、適切な後見人候補者を家裁に推薦する取組を順次実施
また、平成31年1月、最高裁から各家裁に適切な後見人の選任等に関する基本的考え方(親族等の候補者がいる場合、まず親族を選任する方向で検討することや柔軟に後見人の交代を行うこと)を情報提供
各家裁において、専門職団体との意見交換を実施。一部の家裁で上記基本的考え方に沿った運用を開始
- 最高裁が診断書の書式を改訂し、平成31年4月から運用を開始

- 4つの機能整備や中核機関等の体制整備に関する各種手引きの作成、研修の実施、地域の先進的事例を周知
- 平成30年度から、中核機関の運営費に係る交付税を措置。令和元年度から、中核機関の立ち上げ・先進的取組への予算補助を措置

- 平成30年3月、金融関係団体や関係省庁等により、成年後見制度支援預貯金(出金に家裁の許可を必要とする預貯金)の考え方を取りまとめ。金融機関において順次導入

成年後見制度利用促進の体制整備の状況等について

- 基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、全市町村における①中核機関等の整備※、②市町村計画の策定、③協議会の設置を、KPIとして設定している。

※まずは広報・相談の2機能の整備に着手。残りの利用促進(受任調整等)・後見人支援の機能充実は段階的・計画的に取り組むものとしている。

- 今後も、中核機関等の整備など、市町村等による体制整備を進めていく。

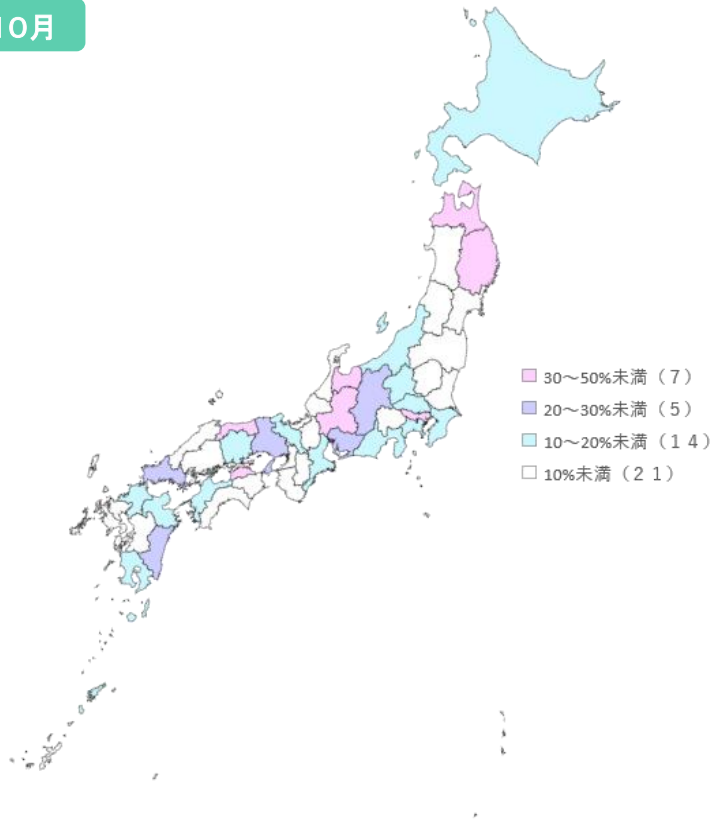
【①中核機関等の整備】 令和2年10月時点:678市区町村(38.9%) ⇒ 令和3年度末見込: 961市区町村(55.2%)

【②市町村計画の策定】 令和2年10月時点:285市区町村(16.4%) ⇒ 令和3年度末見込:1,021市区町村(58.6%)

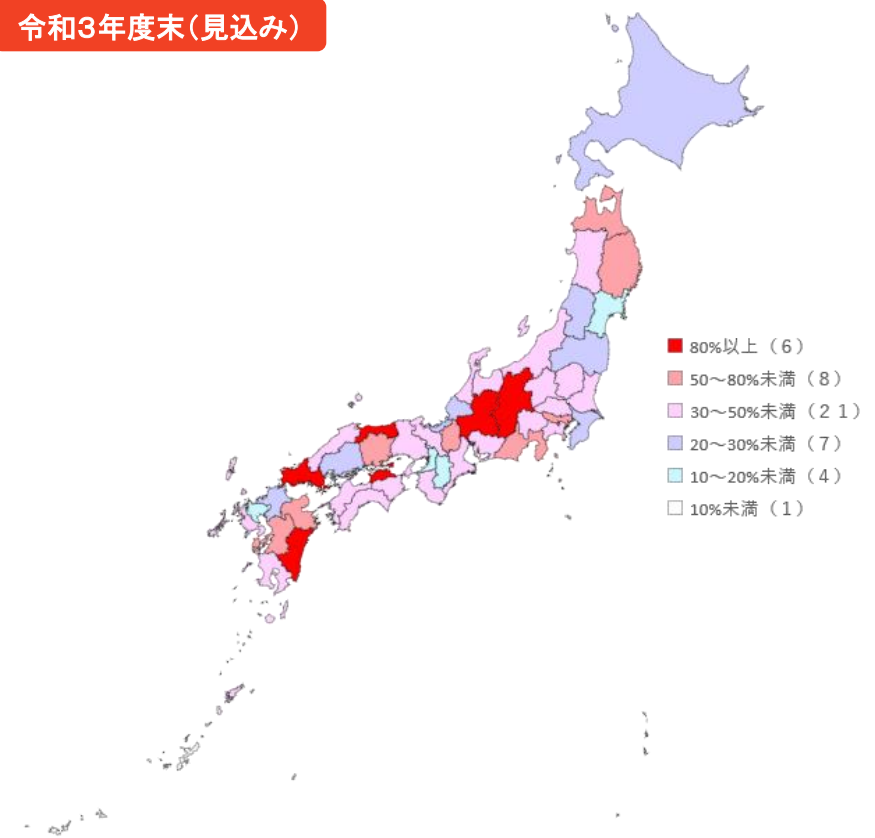
【③協議会の設置】 令和2年10月時点:304市区町村(17.5%) ⇒ 令和3年度末見込: 658市区町村(37.8%)

<都道府県別の中核機関の整備状況>

令和2年10月



令和3年度末(見込み)



市町村における体制整備に関する諸課題について

- 令和2年度の「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」や、厚生労働省の調査研究事業における中核機関、福祉関係機関、専門職に対するヒアリング等を通じ、市町村における体制整備に関する課題を把握した。

1 権利擁護支援の必要性に対する認識不足

- 権利擁護支援の必要な方の中には、自ら相談窓口に来ることができない、相談することができない方がいる。
- 実際に相談がないといった形式上の状況のみで、支援の必要性を判断している市町村は、体制整備の必要性を感じていない。

<市町村の意見等>

- 町では、相談件数が少ないことも踏まえ、早急に成年後見センターを設置する状況ではないと考えている。
- ニーズ調査までしたものの、本当に利用できる方がどの程度いるかが未知数。実績もないし、相談もほとんどない。この状態ではセンター立上げや予算確保に踏み切れない。

2 成年後見制度自体や本人へのメリットに対する理解不足

- 成年後見制度の形式的な知識は有するものの、例えば、低所得の方に制度は不要、制度は最終手段である、制度利用は本人への権利侵害になるなど、制度を適切に理解できておらず、実際に制度を利用した際の本人へのメリットを認識できていない場合がある。
- このように、制度活用の具体的なイメージが得られない市町村では、制度の重要性を感じていない。

<市町村の意見等>

- これまでにケースを扱ったことがないため、具体的なイメージがつかめない。

3 家族・親族の意見や意向の尊重への偏重

- 権利擁護支援の必要な本人よりも、家族・親族の意向等を優先することにより、成年後見年制度の利用につなげていない場合がある。
- このように、制度と接することが少ない市町村は、体制整備の必要性に気づくことができていない。

<市町村の意見等>

- 習慣として、高齢者及び障害者について、そのほとんどが親族等が後見人選任を受けずとも、その役割を担っている。

市町村における体制整備に関する諸課題について

4 専門職との関係性構築の困難さ

- 特に、これまで法律職との組織的なつながりの経験が少ない小規模市町村や、中山間地などの司法過疎市町村においては、専門職から個別の事案や体制整備に関する助言を日常的に受ける体制が作りづらい。
- この結果として、専門的な助言を踏まえた成年後見制度の必要性の判断、法的課題を抱える事案の受任調整などに課題を抱える市町村がある。

<市町村の意見等>

- 小規模自治体内での専門性の確保は、役場や委託先法人の別を問わず非常に困難であり、専門人材確保のための十分な支援がなければ、体制整備を図ることはできない。

5 担い手の不足や確保の困難さを背景とした整備の敬遠・不安感

- 広報や相談機能を充実させることにより、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。
- これに対して、担い手の不足や確保策も十分でなく、相談を受けても利用につなげることができないといった懸念から、体制整備に取り組んでいない市町村もある。

<市町村の意見等>

- 地域によって後見業務を受任できる専門職の数に差がある。地域に十分な受任者数がないため、中核機関整備後の受任者調整が適切にできるか疑問である。
- 例えば補助類型については、申立手続き及び支援方法の簡素化を図るなど大胆な改革をしなければ、支援が必要である人への支援者の絶対量が不足する状況がいずれ到来すると思う。
- 法人後見、市民後見ともに担い手の確保が困難な状況である。
- 現在、市民後見人が個人で加入できる損害賠償保険が無い(団体型はある)ため、そのような保険の創設が必要。
- 任意後見制度の相談を受けるが、任意後見人を受任できる専門職が同市圏域内に少ない。

市町村における司法との連携に関する諸課題について

- 令和2年度の「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」や、厚生労働省の調査研究事業における市町村や中核機関に対するヒアリング等を通じ、市町村における司法との連携に関する課題を把握した。

1 後見人等の選任・交代に関すること

- 福祉・行政側での見方と、家庭裁判所側での見方とが異なるような場面が現場では生じている。

<市町村の意見等>

- 家裁と福祉関係者・市の間で、後見人等による権利擁護支援が必要な対象者像が異なっているため、福祉関係者・市が適切と考えている専門職が選任されないケース、申立時に添付する経過資料の内容や書類に対して家裁が行う指摘(市では取得不可能な書類や支援者が誰も知り得ない情報の提供を求める等)によって、申立手続きが止まり、スムーズな後見人選任に至らないケースが発生しており、家裁との関わり方について課題を感じている。
- 平成17年7月29日付けの厚労省の通知では、「市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認し・・・」となっているが、実態として、家裁から3親等など(推定法定相続人まで)についても確認をするようにと言われることがあり、通知とは矛盾するよう感じるが、家裁としての見解を聞きたい。
- 後見人等の選任をスムーズに行うために開催している受任調整会議であるが、会議のための調整等業務が増え、負担になっている。
- 選任については従来どおり裁判所で行っていただきたい。
- 市民後見人へのリレー受任を推進していただきたい。

2 家裁の判断基準等に関すること

- 連携を図ろうとする福祉・行政側の視点に立てば、例えば、市民後見人や法人後見の受任に関する判断や報酬付与に関する判断など、家庭裁判所の考え方や基準がわからないため、連携が図りにくいと感じている。

<市町村の意見等>

- 家庭裁判所の意向、判断基準について、「裁判官の独立性」で片づけられてしまうことが多い。利用促進を図るうえでは、三士会、医療機関や福祉関係者と家庭裁判所との協働が必須であり、裁判所としての判断基準や考え方をある程度分かるように示していただく必要があると思われる。(市民後見人や法人後見の受任に関する判断要素、報酬の判断基準等について)

市町村における司法との連携に関する諸課題について

3 家庭裁判所の態勢等に関すること

- 市町村からは、連携先となる家庭裁判所の態勢等の充実に対する期待の声も挙げられている。

<市町村の意見等>

- 申立てに際して不明な点があり、家庭裁判所に対して問い合わせても杓子定規な回答や、専門用語を多用されることが多く、結果として後見人等が選任されるのに時間を要することが多々ある。市町村職員でも難しいことであれば、一般の住民にとっては尚更敷居が高い制度であると感じざるを得ない。市町村での相談機能強化だけでなく、家庭裁判所等においても相談体制を整えてもらいたい。
- 親族後見人を増やすためには、親族が負担感をなるべく受けないことが必須であり、そのためには家庭裁判所での手続きの簡素化・デジタル化が欠かせないと思われる。市としてはその点を家裁に対して要望していきたいが、一市町村が声をあげても全然聞き入れてくれないので、都や国レベルでも積極的に働きかけてほしい。
- 市単独で中核機関を設置した場合、家庭裁判所との連携体制の構築をどのように進めたらいいのか、また、どのようなことが可能なのか(例えば、ケースに関しての具体的な相談や会議等への出席などが可能なのか)具体的に例示してほしい。

成年後見制度の運用改善等に関する諸課題について

- これまでの成年後見制度利用促進専門家会議において、委員から、成年後見制度の運用改善等に関する意見がいくつか挙げられている。

成年後見制度に対する委員からの意見(抜粋)

- 身上監護の充実を求めて、人生の伴走者としての成年後見になってほしいと思っています。
- そもそも何でこの権利擁護が必要で、すごく必要な制度なのに利用されないのか。身上保護が必要なのにやってくれないし、できない。なのに利用料だけ取られる。意に反したことを逆にされる。されても交代もできない。不正でもしてくれなければ、要らないと思っても解任できないと。これでは誰も使いたいと思わないと思うのです。
- それから、報酬算定の検討について(略)。これに関しては、例えば物やサービスを購入するときは、それがどのようなもので、その対価として幾らかかるのかという点の説明を聞いた上で、利用するかどうかを決めるものですが、成年後見制度の場合、報酬は業務の内容について報告を受けた裁判所が審判という形で決定するのも、一般的な感覚とかなりかけ離れて、なじみにくいと感じています。もしこれから成年後見制度の利用促進をさらに進めていくとすれば、例えば、要介護認定後にサービスを利用している方の数が現状で500万人程度と捉えていますけれども、個別に家庭裁判所が報酬を決定するというのは、本当にこの先、現実的に限界があるような気もしています。
- 将来的には、何らかの仕方で「必要な時期に、必要な権限だけを付与するという制度」にし、「本人の具体的な課題、ニーズに応じて、必要な時期に、必要な権限だけを付与するという制度改正、法律改正も求められている。そうした制度が真に利用者がメリットを感じられる、自分の課題を解決してくれる制度」に改めていくことが望まれる。その際の制度設計の在り方は、いくつかの方策が考えられるところであるから、今後、検討が深められなければならない。